2　介護医療院は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護医療院サービスの提供に努めなければならない。

3　介護医療院は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。第四十四条第二項において同じ。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（定義）

**第三条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　療養床　療養室のうち、入所者一人当たりの寝台又はこれに代わる設備の部分をいう。

二　Ⅰ型療養床　療養床のうち、主として長期にわたり療養が必要である者であって、重篤な身体疾患を有する者、身体合併症を有する認知症高齢者等を入所させるためのものをいう。

三　Ⅱ型療養床　療養床のうち、Ⅰ型療養床以外のものをいう。

## 第二章　人員に関する基準

（従業者の員数）

**第四条**　法第百十一条第二項の規定により介護医療院に置くべき医師、看護師、介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者の員数は、次のとおりとする。

一　医師　常勤換算方法で、介護医療院の入所者のうちⅠ型療養床の利用者（以下この項及び第六項において「Ⅰ型入所者」という。）の数を四十八で除した数に、介護医療院の入所者のうちⅡ型療養床の利用者（以下この項及び第六項において「Ⅱ型入所者」という。）の数を百で除した数を加えて得た数以上（その数が三に満たないときは三とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）（第二十七条第三項の規定により介護医療院に宿直を行う医師を置かない場合にあっては、入所者の数を百で除した数以上（その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）とする。）

二　薬剤師　常勤換算方法で、Ⅰ型入所者の数を百五十で除した数に、Ⅱ型入所者の数を三百で除した数を加えて得た数以上

三　看護師又は准看護師（第十二条及び第五十二条において「看護職員」という。）　常勤換算方法で、介護医療院の入所者の数を六で除した数以上

四　介護職員　常勤換算方法で、Ⅰ型入所者の数を五で除した数に、Ⅱ型入所者の数を六で除した数を加えて得た数以上

五　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士　介護医療院の実情に応じた適当数

六　栄養士　入所定員百以上の介護医療院にあっては、一以上

七　介護支援専門員　一以上（入所者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）

八　診療放射線技師　介護医療院の実情に応じた適当数

九　調理員、事務員その他の従業者　介護医療院の実情に応じた適当数

2　前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に許可を受ける場合は、推定数による。

3　第一項の常勤換算方法は、当該介護医療院の従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該介護医療院において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

4　介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。ただし、介護医療院（ユニット型介護医療院（第四十三条に規定するユニット型介護医療院をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型介護医療院を併設する場合の介護医療院及びユニット型介護医療院の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

5　介護医療院の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護医療院の他の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が次項に規定する医療機関併設型介護医療院の職務に従事する場合であって、当該医療機関併設型介護医療院の入所者の処遇に支障がない場合には、当該医療機関併設型介護医療院に併設される病院又は診療所の職務に従事することができる。

6　第一項第一号の規定にかかわらず、医療機関併設型介護医療院（病院又は診療所に併設され、入所者の療養生活の支援を目的とする介護医療院をいう。次項及び第四十五条第二項第四号において同じ。）の医師の員数の基準は、常勤換算方法で、Ⅰ型入所者の数を四十八で除した数に、Ⅱ型入所者の数を百で除した数を加えて得た数以上とする。

7　第一項第一号、第二号、第四号、第五号及び第七号並びに前項の規定にかかわらず、併設型小規模介護医療院（医療機関併設型介護医療院のうち、入所定員が十九人以下のものをいう。以下この項及び第五条第二項において同じ。）の医師、薬剤師、介護職員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。

一　医師、薬剤師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士　併設される医療機関が病院の場合にあっては当該病院の医師、薬剤師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士により、併設される医療機関が診療所の場合にあっては当該診療所の医師により当該併設型小規模介護医療院の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

二　介護職員　常勤換算方法で、当該併設型小規模介護医療院の入所者の数を六で除した数以上

三　介護支援専門員　当該併設型小規模介護医療院の実情に応じた適当数

## 第三章　施設及び設備に関する基準

（厚生労働省令で定める施設）

**第五条**　介護医療院は、次に掲げる施設を有しなければならない。

一　療養室

二　診察室

三　処置室

四　機能訓練室

五　談話室

六　食堂

七　浴室

八　レクリエーション・ルーム

九　洗面所

十　便所

十一　サービス・ステーション

十二　調理室

十三　洗濯室又は洗濯場

十四　汚物処理室

2　前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。

一　療養室

イ　一の療養室の定員は、四人以下とすること。

ロ　入所者一人当たりの床面積は、八平方メートル以上とすること。

ハ　地階に設けてはならないこと。

ニ　一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

ホ　入所者のプライバシーの確保に配慮した療養床を備えること。

ヘ　入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

ト　ナース・コールを設けること。